

# 確定申告の方法

## 1. 一時金の場合

### (1) 制度

退職金の支払を受けるまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している場合は、課税関係が終了（分離課税）しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

### (2) 施設

「施設」財産形成にかかる給付金額（一時金）のうち、利息相当額が**一時所得**の対象となります。（「施設」年金を一時金で受給した場合も同様です。）

確定申告書への記載方法は以下のとおりです。

「退職給付金送金通知書（①および②）」と併せてご確認ください。

$$\text{一時所得の金額} = (\text{総収入} - \text{必要経費} - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

	第一表	第二表
収入金額等	① - ② - 50万円	—
所得金額	(① - ② - 50万円) × 1/2	—
収入金額	—	①
必要経費等	—	②

〔施設財産形成〕退職給付金送金通知書（加入者）

ご請求のありました給付金を送金いたしますので、ご通知いたします。

**(一財)全国農林漁業団体共済会**

登録番号		退職等年月日	
氏名		送金年月日	

金融機関名		店舗名	
種目	口座番号	受取人	

給付金内訳		減算内訳	
基本契約	円 12,345,678	源泉徴収税額	円
過去勤務契約	円	市町村民税	円
積立金移管契約	円	府県民税	円
引受引継退職金契約	円	年金繰入金額	円
施設一時払出し	円	その他減額	円
合計	円	合計	円

備考

送金額	① 円 12,345,678	払込掛金	円 10,000,000
		送金額に係る掛金相当額	② 円 10,000,000

### 〔記載方法〕確定申告書A

#### 第一表（④および④）

- 収入金額等： 1,845,678円  
※12,345,678円 - 10,000,000円 - 500,000円
- 所得金額： 922,839円  
※1,845,678円 × 1/2

※第一表の収入金額、所得金額には他の一時所得にかかる金額を合算して記載します。

#### 第二表（雑所得・配当所得・一時所得）

- 収入金額： 12,345,678円
  - 必要経費等： 10,000,000円
- 所得の種類：一時

## 2. 年金の場合

### (1) 制度

「制度」年金は「**公的年金等に係る雑所得**」となります。

確定申告書への記載方法は以下のとおりです。

「公的年金等に係る雑所得」の金額の計算方法については、国税庁HPでご確認ください。

	第一表	第二表
収入金額等	支払金額 (他の公的年金等と合算)	—
所得金額	収入金額による (国税庁HP参照)	—
収入金額	—	支払金額
源泉徴収税額	—	源泉徴収税額

年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所										
	氏名	(証書番号)	(生年月日)								
		(フリガナ)									
区分		支払金額	源泉徴収税額								
所得税法第203条の3第1号適用分		円	円								
所得税法第203条の3第2号適用分											
所得税法第203条の3第3号適用分											
所得税法第203条の3第4号適用分		1,200,000	91,890								
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数				16歳未満の扶養親族の数			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	人	人	人
									人	人	人
源泉控除対象配偶者		障害者の数		非居住者である者の数		社会保険料の額					
(フリガナ)	氏名	区分	特別	その他	人	人	人	人	円		
控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族									
(フリガナ)	氏名	区分	(フリガナ)	氏名	区分						
1			1								
(フリガナ)	氏名	区分	(フリガナ)	氏名	区分						
2			2								
(摘要)											
支払者		法人番号	〒100-6826 東京都千代田区大手町1-3-1J Aビル (一財) 全国農林漁業団体共済会 TEL 03-3286-3765 (代表)								

〔記載方法〕 確定申告書A

65歳未満の場合

第一表 (①および②)

・ 収入金額等： 1,200,000 円

・ 所得金額： 600,000 円

※収入金額から 60 万円を控除

※第一表の収入金額、所得金額には他の雑所得にかかる金額を合算して記載します。

第二表 (所得の内訳)

・ 収入金額： 1,200,000 円

・ 源泉徴収税額： 91,890 円

所得の種類： 雑 (年金)

(2) 施設

「施設」年金は利息相当額が「**雑所得**」となります。

前年の年金受給額のうち、利息相当額（課税対象額）は、「生命保険契約等の年金の支払調書」に記載された「差引金額」となります。

確定申告書への記載方法は以下のとおりです。

	第一表	第二表
収入金額等	年金の支払金額 (他の公的年金以外の雑所得と合算)	—
所得金額	差引金額 (他の雑所得と合算)	—
収入金額	—	年金の支払金額
必要経費等	—	年金の支払金額に対応する掛金額

年分		生命保険契約等の年金の支払調書	
支払を受ける者	住所		
	氏名	(証書番号)	(生年月日)
【年金の種類】 確定年金(退職金共済契約)			
年金の支払金額		年金の支払金額 に対応する掛金額	
1,200,000 円		1,100,000 円	
差引金額		源泉徴収税額	
100,000 円		円	
契約者	住所 又は 所在地		
	氏名 又は 名称		
相続等 生命保 険年金 に該当 (摘要)	年金の支払開始日	残存期間 年数	支払開始日 年齢
		年	歳
	支払総額又は 支払総額見込額	支払総額等のうち保険料 又は掛金額の占める割合	年金に係る権利について相続税法 第24条の規定により評価された額
	円	%	円
支払者	〒100-6826 東京都千代田区大手町1-3-1 J Aビル <b>(一財) 全国農林漁業団体共済会</b> TEL 03-3286-3765 (代表)		

[記載方法] 確定申告書A

第一表 (㊦および㊧)

- ・ 収入金額等 : 1,200,000 円
- ・ 所得金額 : 100,000 円

第一表の収入金額、所得金額には他の雑所得にかかる金額を合算して記載します。

第二表 (雑所得・配当所得・一時所得)

- ・ 収入金額 : 1,200,000 円
  - ・ 必要経費等 : 1,100,000 円
- 所得の種類 : 雑

### 【参考】確定申告書の記入例

所得の種類によって使用する確定申告書が異なりますのでご注意ください。

※ 国税庁HP内の「確定申告書作成コーナー」から確定申告書を作成する場合で、公的年金以外の雑所得や一時所得がある場合は「確定申告書B」が作成されます。

#### 【確定申告書A 第一表】 ～所得控除が基礎控除のみの場合の記載例～

- ① 「制度」年金  
「公的年金等の源泉徴収票」記載の「支払金額」
- ⑦ 「施設」年金  
「生命保険契約等の年金の支払調書」記載の「年金の支払額」
- ④ 「施設」一時金  
「退職給付金送金通知書」記載の「送金額」から「掛金相当額」および50万円を控除

収入金額等	給与	⑦		税	課税される所得金額 (5)-(6)	②	1142000	
	雑	公的年金等	①		1200000	上の②に対する税額	②	57100
		その他	②		1200000	配当控除	③	
	配当	一時	④		1845678	(特定増改築等) 区分	④	
所得金額	給与	①		金の計	政党等寄附金等特別控除	⑤-⑦		
	雑	②	700000		住宅耐震改修特別控除	⑧		
	配当	③			住宅ローン特別控除	⑨-⑪		
	一時	④	922839		妻の所得控除	⑫	57100	
合計	(①+②+③+④)		1622839	災害減免額	⑬			
引かれ	配偶者(特別)控除	⑭	0000	の他	復興特別所得税額 (⑩×2.1%)	⑮	1199	
	扶養控除	⑮	0000		所得税及び復興特別所得税の額	⑯	58299	
	基礎控除	⑰	480000		所得税の税額	⑳	91890	
	⑱から⑳までの控除		480000		ふるぎ	㉑	00	
延納届出				延納届出	申告期限までに納付する金額	㉒	00	
					延納届出額	㉓	000	
					所得金額	㉔		

- ② 「制度」年金(60万円)  
+ 「施設」年金(10万円)  
①の金額から公的年金等の控除額を控除した金額  
+ 「生命保険契約等の年金の支払調書」記載の「差引金額」
- ④ 「施設」一時金  
④の2分の1の金額

㉑ 「公的年金等の源泉徴収票」記載の「源泉徴収税額」

基礎控除の金額は所得金額によって異なります。

#### 【確定申告書A 第二表】

##### ○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
雑(年金)	全国農林漁業団体共済会 千代田区大手町1-3-1	円 1,200,000	円 91,890
合計			円 91,890

##### ○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
雑	全国農林漁業団体共済会	円 1,200,000	円 1,100,000
一時	全国農林漁業団体共済会	円 12,345,678	円 10,000,000

※ 確定申告についてご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。